

第12回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和元年12月9日（月）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和元年12月9日（月）午後0時22分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
2番 大森 進次君 5番 光成 良充君 9番 原田 素代君
11番 松田 勲君 13番 福木 京子君 15番 岡崎 達義君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市 長 友實 武則君 副 市 長 前田 正之君
副 市 長 川島 明昌君 市民生活部長 作本 直美君
保健福祉部長 入矢五和夫君 赤坂支所長兼
市民生活課長 土井 常男君
熊山支所長兼 矢部 恭英君 吉井支所長兼
市民生活課長 是松 誠君
市民課長兼 稲生真由美君 環境課長 大窄 暢毅君
協働推進課長
社会福祉課長 原田 光治君 子育て支援課長 馬場 弘祥君
健康増進課長 石原万輝子君 介護保険課長 谷名菜穂子君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 主 査 細川 伸也君
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第54号 山陽桜が丘清掃センター及び最終処分場浸出水処理施設解体撤去工事請負変更契約の締結について
 - 2) 議第55号 赤坂環境センター解体撤去工事請負変更契約の締結について
 - 3) 議第60号 赤磐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
 - 4) 議第75号 赤磐市山陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例
 - 5) 議第76号 赤磐市赤坂健康管理センター条例の一部を改正する条例
 - 6) 議第84号 赤磐市山陽総合福祉センターの指定管理者の指定について
 - 7) 議第85号 赤磐市赤坂福祉サービスセンター「春の家」の指定管理者の指定について
 - 8) 議第86号 地域活動支援センターよしいの指定管理者の指定について
 - 9) 議第88号 令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 10) 議第89号 令和元年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 11) 請願第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願
- 12) 請願第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願
- 13) 請願第7号 国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料(税)減免措置の導入を求める国への意見書の提出を求める請願
- 14) その他
 - ・事業の進捗状況について
 - ・その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（光成良充君） 皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから第12回厚生常任委員会を開会いたします。

初めに、友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さんおはようございます。

本日は、年末差し迫って12月の第12回厚生常任委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

本会議等でも申しました、このたび赤磐市職員が背任ということで逮捕されるという、赤磐市にとって非常に衝撃的な事件が起きました。そういったところで、市民の皆様、それから市議会の議員の皆様にも多大な不信あるいは御心配をおかけしております。この場を使わせていただいて、深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございません。今後ですけれども、市といたしましても、この事件についてしっかり調査を再度行いまして真実に迫り、それを市民の皆様にもしっかり説明するということが、私たちの責任と思って取り組みをしていきたいと思っております。今後、明らかになった部分がありましたら、直ちに御報告をさせていただきます。

さて、きょうの厚生常任委員会でございますけれども、12月定例市議会に提出させていただいております議案案件、これについて議論をいただきたいと思っております。何とぞ議論の後に適切なる採決をお願いしたいと思います。そのほか、令和元年度事業の進捗状況等についても御説明をさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第54号山陽桜が丘清掃センター及び最終処分場浸出水処理施設解体撤去工事請負変更契約の締結についてから請願第7号国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める国への意見書の提出を求める請願までの13件でございます。

それでは、まず議第54号山陽桜が丘清掃センター及び最終処分場浸出水処理施設解体撤去工事請負変更契約の締結についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） こちらの案件につきましては、本会議場で御説明させていただいたとおりではございますが、多少担当課長のほうより補足説明をさせていただきますの

で、よろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） はい、お願いします。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、環境課から補足説明をさせていただきます。

議第54号でございますが、こちらの案件につきましては、本会議でも御説明をさせていただきましたが、解体工事が始まり、受注者の責務として4月に詳細な事前調査を実施、その結果、新たなアスベストが検出されたことに伴い変更契約とさせていただくものでございます。

アスベストにつきましては、その対策について昨今環境省から幾度となく通知があり、事前調査を徹底すること、さらに検出された場合の適正な処置として大気汚染への影響対策、作業員の労務上の対策を完全に講じることなどが示されております。今回は、これらの対策費用としまして架設工事、足場組み立てでありますとか密閉養生、負圧機の設置、それからアスベスト除去作業、研磨、建材等の撤去、運搬処分、袋詰め、飛散防止などの費用を変更とさせていただくものでございます。予算措置につきましては、契約時期が昨年度末であったことから、平成30年度予算を全額本年度へ繰り越しており、補正予算の必要はないというところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

執行部から説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 説明は、詳しく説明を受けてるんですけど、それはそれでいいんですが、本会議場では、やはりこのアスベストのことで金額的なものが相当多額になってきて、そこを大分質問もされてて説明もありましたけれど、これ、国からの、環境省からのたびたびの指摘でこれは実施するということはいいいことなんですけど、金額的な、後からの補助金、助成、これに対する、環境を守るための、これは何らかの補助みたいなのが後から出る可能性はあるんでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 補助金等の財政的な辺でございます。

現在のところはそのような助成があるような予定はございません。

以上でございます。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 訂正させていただきます。

きっと、この変更分の財源はという問いだと思っんですけども、これはもとの解体工事そのものが合併特例事業として位置づけられておりますので、この増加分も合併特例債の対象となっていくと思います。

以上です。

○委員長（光成良充君） 福木委員、よろしいですか。

福木委員。

○委員（福木京子君） だから、合併特例債のほうでやられるということは、これが増加されてもそちらの事業でということですから、難しいということですね、再度こういうものがふえたとしても。その範囲内でできるという見通しがあるから、環境の関係では国のほうには補助金の要請まではできないということでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 補助金としての財源というのは見込んでおりません。ただ、先ほど市長のほうからも御答弁させていただいたとおり、財源につきましては合併特例債の事業として全額歳入のほうも合わせて繰り越しをさせていただいておるところでございます。

なお、合併特例債というのは起債事業でございますが、起債に関して特別交付税等（後刻訂正）の措置があるということでございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） 福木委員、よろしいか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 済いません、訂正をさせていただきます。

特別交付税等と申しましたが、交付税の措置があるということでございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） 他にないようなので、これで質疑を終わります。

続いて、議第55号赤坂環境センター解体撤去工事請負変更契約の締結についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 失礼いたしました。こちらの案件につきましては、内容的には先ほどの議第54号と同様でございます。説明は省かせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、議第60号赤磐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 議第60号につきまして補足説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（光成良充君） お願いします。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 議第60号につきまして、若干の補足をさせていただきます。

本会議場でも御説明しましたとおり、この条例改正はもとの法律改正に伴いまして条例における法律の引用条項のずれを修正するものでございます。

もとの法律の改正内容としましては、法律施行令で規定していましたが償還金の支払い猶予という規定を重要な条項であるということで、法律のほうへ規定し直したことで、あとは法律のほうに1条が新設されまして、市町村が必要と認めるときには報告を求めることができるという条項が追加されたものとなっております。

補足としては以上になります。

○委員長（光成良充君） 執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、議第75号赤磐市山陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例を議題とし、これ

から審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 議第75号につきましては、消費税の関係での条例改正となっております。本会議場で説明したとおりでございますので補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（光成良充君） これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 本会議でも何か答弁はされたんですが、計算方法をいろいろと説明されたと思うんですが、もう1回わかりやすい、値上げ幅というのが8から10%に上がっただけのことではなくて、何かいろいろ計算して説明ありましたよね。だから、そのところをもう1回わかりやすく説明願います。どういう計算方法でこの値上げ幅が決まったのか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 今回の使用料の改正につきましては、消費税率アップに伴う使用料の義務的な改正ではなく、消費税率アップによるコスト増加に伴う使用料等の改正ということとさせていただきます。

前回の26年4月の消費税率改正、5%から8%になったときには、住民への負担を配慮して使用料等の改正を行っていません。今回、コスト増加に伴う影響を転嫁するということで、現在の額から一度消費税率8%を割り戻しまして、その額に10%を掛け直したもので算出しております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 福木委員、よろしいですか。

福木委員。

○委員（福木京子君） だから、その計算方法、具体的に言うたら、6,000円が6,110円になるんだから、どういう計算でしたのか、わかりやすく説明してください。

○委員長（光成良充君） 計算式か。

○委員（福木京子君） 計算式。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 濟いません、現在6,000円の会議室の使用料の分でしたら、その6,000円を1.08で割りまして、それに対して1.1を掛けます。それで、端数6,111.1円というような計算になるんですけども、10円未満切り捨てということで統一しておりますんで、6,110円と、具体的にはそういうような計算となっております。

○委員長（光成良充君） 福木委員、よろしいですか。

福木委員。

○委員（福木京子君） 計算方法はわかりました。その計算で全部あともしたということですよ。

それで、今回聞きたいのは、前はそういう配慮をして上げなかったと。だけど、今回はそのコストが上がってと。もうそれをここへ転嫁するんだということなんですが、その辺の市民の生活やそういうものの配慮というのはどういうふうに検討をされて、今回はここへかけるんだというふうに決めた検討の、そのあたりを説明願いたいと思います。

○委員長（光成良充君） 答弁求めます。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 今回、本会議場でも公民館の関係ですか、質問があったと思います。前は、利用者の方の負担等も考慮しまして据え置きをさせていただいたところでございますが、電気代、水道代もろもろの必要経費も当然消費税がかかってきております。そこで、利用する人とならない人の均衡も考慮しないといけないだろうということで、今回2%部分について、負担の公平性の確保ということから、貴重な財源を確保するという意味もございまして値上げをさせていただくものでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） 福木委員、よろしいですか。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 今回の8から10%というのは相当厳しいんですよ。前も確かに5から8というのも厳しくて、景気が相当落ちました。今回は本当に底抜けの状況で、大変な厳しい状況が一方である中で、せめて市民の生活実態、そういう分を考慮して、これが配慮がされなかったのかどうか、もう今回はこれにけるんだと、転嫁するんだということなんですけど。これで、結局値上げはどのくらい見とんですか。この間、本会議では公民館の金額聞いたんですが。この分ではどのくらいの値上げを見とんですか。福祉関係ではどのくらいな値上げの金額を見とんですか。御答弁願いたいと思います。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 値上げでございますが、金額、効果額と申しますと、この山陽総合福祉センターでは、年間で6,000円程度（後刻訂正）、皆さんからお願いするということの見込みをさせていただいております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 済みません、失礼しました。訂正させてください。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 山陽総合福祉センターにつきましては、年間で800円値上げとなっております。訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 年間800円ということは、使用料はほとんど減免ということで、余りないということで、これ年間でしょう。年間800円を見とるということですか。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 利用がそんなにある施設ではございません。あったときにいただいているのを見込み、前回の実績等で計算させていただきますと、年間800円程度いただけるというふうに見込んでおります。本当、2%ということで小さい額ではございますけれども、公平性の観点からこちらについてもほかの施設と同じようにさせていただいているものでございます。

○委員（福木京子君） もう少しええか。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） そういうことなんでしたら、やはり消費税というのは買うものや、そういうものにそれぞれつくんですけど、せめて市民が利用するような使用料、そこまで消費税をかける必要はないんじゃないかと思うんですけど。実際、福祉関係ではボランティアやそういう方たちの使用になって、ほとんどないわけですから。こういうに条例を改正する必要なかったんじゃないんですかね。せめて赤磐市としては、その辺は努力をしてるんだというぐらい、そういう気持ちでやるべきじゃないですか。その辺はどういうふうに検討されとるんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員のおっしゃるようなことも考えていかないといけない

ということで、全庁挙げまして検討させていただきました。その中で、当然800円と申しまして、それをもしいただかなかつたら水道代、電気代等施設管理費も上がっていることで、税金のほうに転嫁をするということになります。利用されている方から一部だけでもいただいておりますというのが全庁的な考え方となりましたので、今回上げさせていただきます。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○委員（福木京子君） よろしい。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） ちょっと確認なんですけど、800円ということは、多分使用料少ないと思うんですけど、実際に1年間で使用料は、回数が大体どのくらいで使用料が何ぼかというのがわかれば教えていただきたいんですけど。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 年間の使用頻度ですけども、主に使用している団体が2団体ほどございまして、毎月1回利用しているところと、年1回程度のところがありまして、合計しますと13回、現行での収入見込みが年間で4万7,000円程度となっております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） やはりかなり少ないと思うんです。逆に、これ使用料、僕はいたし方ないと思うんですけど、利用率を上げる方法を考えられたほうがいいんじゃないですかね、やっぱり。せつかくある施設ですから。これは、どういった部屋というか、使ってるんでしょうか、主に。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 主に、会議室がありまして、そちらのほうで障害者関係の団体の方、あとシルバー人材センターとかが利用されています。実際、おっしゃられましたように、使用頻度は少ないんですけども、利用率の向上等につきましてはまた今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） あと、要するに使用料を払わなくていい、減免対象はどのくらい使っ

てるんでしょうか。ないんですか、あるんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 減免となってる団体はございません。

以上です。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） ちょっと戻りますけど、要するに、8から10になったことではなく、そちらの説明の趣旨が、26年のときの5から8を未改定のまま積み残して、3%市が負担を抱えておりましたと。今回8から10になったので、負担していた3%プラス今回の10から8の2%、ここの見直しだっというふうに理解してるんです。数字をもう一度、私は0.幾つという数字が要らなくて、流れとして説明を求めているのは、要するに26年の3%を未改定で市が負担してきたものと、今回の8から10の2%がさらに負担になることで、この3%と2%をどういうふうに数字にして掛け算になったのかがわからなかった。まずこれ1つ。

それから、さっき言った、ここに書いてる110円、50円、30円、10円、20円、これ足すと220円ですよ。十数回お使いになってるってということなんですけど、年間800円ふえるっていうのが理解できない。6,000円なら何か想定できるんですけど、要するに十数回使われているのであれば、例えば110円とか50円はそれぞれ10回足せば1,100円になったりするんじゃないんですか。ちょっとその辺が、十数回お使いになっていて減免もなく、年間これだけの値上げをして効果額は800円だっという数字が理解できない。この2つを教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 一番広い部屋を丸一日使用ということで、今6,000円という使用料なんですけども、ちょっと済みません、手元に全部持ち合わせてないんですが、実際には1日でなくて半日だったり、狭い部屋を使っていたりと、いろいろ利用形態もありますので……。

○副委員長（原田素代君） 全額は800円なんです。

○社会福祉課長（原田光治君） はい。現在の使用実績から算出しますと、その程度の値上げ幅ということになるということでございます。

○副委員長（原田素代君） 前半の分のことを教えてください。考え方。

○社会福祉課長（原田光治君） ですから、26年で5%から8%のときは見直しを行っていません。ですから、ここで5%上がるという意味じゃなくって、5%から8%のときは改定せずそのままきたということできております。ここでの8%から10%に対しての改定率について、

コスト増ということで反映させていただいたと。ですから、上げた幅としては2%分ということになります。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） じゃあ、26年の段階の3%はずっと市が負担を続けるわけですね。要するに、今おっしゃったのは、今回の8から10の2%だけを値上げに加算している。だから、その前の積み残しの3%は引き続き市の負担増のまんまこれからも行くっていうふうに理解するんですか。そういうふうに理解したらいいんか。何か非常にわかりにくかったんですけど。じゃあずっと、市はこの3%は抱えるわけですね。今回の8から10の2%だけかけたわけですね。

○委員長（光成良充君） 違いますよ、それは。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 前回のときには、市で検討させていただいて、利用者の負担軽減ということで据え置こうということになりました。ということは、前回改正前の金額というのは108%じゃから、8%の消費税がかかっていると。かかっている6,000円の部分じゃたら6,000円になっているというふうに考えています。ですから、実質は値下げをしたと。値下げをした部分に消費税をかけて今までの金額としたという考え方で、今回2%の分については2%ふえて110%になりました。そちらについては2%分が上がったということで、それも検討させていただいて、そちらについてはいただくということになりましたので、考え方としては2%部分について上げさせていただいております。ですから、それまでは今までの使用料の中で全体の運営費を賄っていたということでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○副委員長（原田素代君） 要するに、いいですか、委員長。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 最終的には2%だけかけた。その前の年の3%はもう内部で受けてたと。2%ってことですね。そういうことですね。わかりました。いいです。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（松田 勲君） 済いません。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） ここだけ見たら800円なんですけど、今回消費税の上ると同時に、この後全部いろいろありますけど、いろんな施設も一斉に上げることによって多少プラスになるからということでやっとなですよね。だから、ここだけ見ると800円だから、そんなことせんでもええがという気持ちになるんですけど、ほかの施設をもう全部一律に、この際使うことは一緒なんで、部屋とか場所が違うだけだから、一斉にそろえさせていただく意味で上げてん

ですよ。そう理解したらいいんですよ。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員おっしゃるとおりでございます。今回のこの施設につきましては本当少しの額になりますが、例えばスポーツ施設とか、そういう市民の方の利用が多いような施設につきましては、当然金額的にも大きくなっていると思います。ということで、全庁的に統一的な動きをさせていただいたというものでございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、なければ、これで質疑を終わります。

続きまして、議第76号赤磐市赤坂健康管理センター条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 議第76号につきましても、消費税の関係で条例改正をさせていただいております。補足説明はありませんので、よろしく申し上げます。

○委員長（光成良充君） それでは、質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） これ、2%ですね。よろしいんですか。6,200円の2%が6,310円になりますか。

○委員長（光成良充君） 答弁をお願いします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 2%ということで、2%をそのまま掛けるのではなくて、一遍消費税抜きの額を出すということで108で割らせていただいて、その後110を掛けるので、ちょうど2%ではないということになります。また、10円未満切り捨てということで、計算のほうそちらのほうもさせていただいておりますのでこの金額とさせていただいております。

○副委員長（原田素代君） わかりました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第84号赤磐市山陽総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 議第84号につきましては、補足説明ございませんので、よろしくをお願いします。

○委員長（光成良充君） それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、議第85号赤磐市赤坂福祉サービスセンター「春の家」の指定管理者の指定についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 議第85号につきましても、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（光成良充君） では、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

続きまして、議第86号地域活動支援センターよしいの指定管理者の指定についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 議第86号につきましても、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） これは、吉井のつつじ作業所のことだと思うんです。特定非営利活動法人わかたけとして吉井の施設管理者になるということですが、つつじのほうのB型支援に移行するという点は、その後どうなっているか教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 濟いません、ちょっと聞き取りにくかったんですが、もう一度お願いできますか。

○副委員長（原田素代君） 委員長、いいですか。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） つつじ作業所のB型への移行というのは以前から何か懸案になってたと聞いておるんですが、今どういう段階になっておりますか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） つつじ作業所につきましても、B型事業所のほうに現在移行して運営されております。

○副委員長（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 濟いません、いつB型に認定されてるか教えていただけますか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 平成28年度から就労継続支援B型事業として実施しております。

○副委員長（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、なければこれで質疑を終わります。

続いて、議第88号令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 補足説明のほう、簡単にさせていただきたいと考えております。担当課長よりよろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） お願いします。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 市民課より、令和元年度12月議会定例会議案について補足説明させていただきます。

令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、国の4ページから、説明資料は12ページをごらんください。

歳出の補正でございますが、国保システムの改修に係る事業費分の増額補正を計上しております。今回の国保システムの改修は、国保の制度改正によるもので、2点あります。

1点は、平成30年度より外国人の被保険者の国内での診療費等に係る調査が実施されており、今後も引き続き実施されるという中で、調査項目も増加する可能性もあることからシステムを改修するものでございます。2点目は、令和3年3月からオンライン資格確認等が実施されることになるため、システムを改修するものでございます。電算業務処理委託料として201万5,000円を計上しており、全額国庫補助で補填されるものでございます。

その他の事項につきましては補足説明はありませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） では、執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） これ、今は委員会ですよね。予算審査、どういうふうに分けて審査するんですか。ちょっとその説明を。

○委員長（光成良充君） 一般会計は分科会で行いまして、特別会計は委員会で行うということになっております。

○委員（福木京子君） そうなの、その説明をしていただいとかないと、あらっと思ってしまう。

○委員長（光成良充君） 国保です。

○委員（福木京子君） いいですか、委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） その国保の関係の、令和3年3月からオンラインの関係なんですけど、税番号制度ということで、マイナンバーの関係とはどういうふうになるんですか。どういうふうに考えたらいいんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） オンライン資格の確認がどういうことかということによろしいでしょうか。

被保険者の正しい資格情報を、医療機関等でオンラインで効率的に確認できるようにする仕組みです。保険者における資格管理事務の効率化に資するものもあります。マイナンバーを活用してのシステムであり、令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証の利用を本格使用するためのものがございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） 福木委員、よろしいか。

○委員（福木京子君） はい。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 確認なんです、令和3年のオンラインというのは、マイナンバーが本格始動するためのシステム整備費ということですね。ちょっと確認なんです。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） そういうことになります。

以上です。

○委員長（光成良充君） 他に質疑ございませんか。

○委員（岡崎達義君） 済いません。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 私、運営協議会の委員で、本当言うたら質問したらだめなのかもしれませんけど。

マイナンバーカードと、この税番号制度システム整備事業っていうのをどういうふうにつなげるんですか。健康保険証が全部マイナンバーカードの中に入っていくってことじゃないんですね。そのあたりをちょっと説明していただけませんか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） マイナンバーカードの中にそういう情報が入るというものではございません。マイナンバーカードと医療保険情報をつなげるための準備をする改正になるんですが、現在は国保の番号は世帯で番号がついております。ですが、マイナン

バーは個人になりますので、個人個人が判明できるように、世帯番号と枝番をつけまして、例えばこの世帯番号-01なら誰々というような形の改修をすることによって、個人を特定できる番号を国保のほうに持たせます。それと、データを持っていて、マイナンバーのカードをその方が提示されると、データをそちらに集中されてるそこからとりにいくというような形になります。

以上です。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 結局、マイナンバーに全ての情報を入れてしまうという、準備段階ではあるんですよね。マイナンバーカードができるときに一番問題だったのは、小さなチップに個人の情報を全て入れてしまおうと。あらゆる個人の情報を入れてしまおうというのがマイナンバー制度のもともとの目的なんですよ。だから、膨大な数のものを、小さなチップの中へ埋め込んでしまっという話で最初、マイナンバーをするときに、そういうのがあったんですよね。その病歴とかいろいろな個人の情報も、マイナンバーカードに入れることによって一括管理してしまおうという国のほうが、そういう話があったんですけど、その準備段階として、この税番号制度のこととか、それから保険証の話とかというのが出てきてるんじゃないんですか。それとは別個なんですか。全く切り離して考えればいいわけですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 一つははっきりと申し上げたいのは、マイナンバーカードのICチップに全ての情報が入っていくわけではございません。個人に特定されたマイナンバーと各税とか国保とか医療の情報とか、これらを結びつける中間サーバーというのがございまして、そこへ情報をそれぞれ持っていくので、マイナンバーカードのあのICチップに全ての情報が入っていくという考え方のものではないんです。それらの情報を連携させる、つなげていくための準備段階として、今回のシステムの改修ということになっていきます。保険証を実際使うようになったときにも、そのカードにそういう情報が全て入っているのではなく、そこから読み取るマイナンバー、個人の番号、これを中間サーバーとかに送ることによって、個々に、全ての情報がそこへ集まるわけではなく、必要となる今の医療の情報、それから税の情報、そういうのをそれぞれひも付けをして、分野ごとに使い分けていくということで、カードそのものにそういうものが入るわけではないんです。ただ、今後は令和3年3月からは、保険証としてマイナンバーカードも活用できたらという動きになっていっておりますので、そのあたりの情報をうまく連携させるためのシステムの改修という形で、今動いております。

説明になったかどうかですが、以上でございます。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 大体わかるんですけども、先日もハードディスクが盗まれて膨大な量の情報が漏れましたよね。ＩＣチップなんかってというのは、そういう情報がいっぱい入っているわけですから、漏れないってような保証はどこにもないわけですよ。それをこういう、病歴とかいろいろな健康保険証の中に入れて、それを一括管理して行って、サーバーに保存して管理してこうってというのはちょっと無理があるんじゃないかなあとは思いますが、それは将来的にはどんなですか。もうやっぱり管理っていう部分では、カードの中に入れていくような方向に持っていくわけじゃないんですか。そんなことはあり得ないんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 今の国の考えでは、そのＩＣチップ、今のところ、ＩＣチップにもマイナンバー個人とそのマイナンバーをつけるために氏名、生年月日、性別の情報しか入ってきておりません。これ以外の、例えば先ほどの医療の情報とかそういうものは、このＩＣチップに入れるのではなく、その番号からひも付けをして情報をするんですが、確かにセキュリティとか、そういうところで情報が漏れいするのではないかというような疑念も皆さん抱かれております。そのあたりは、セキュリティについては国も言っておりますが、今のところ、そこは随分と研究をされて、そういうことのない動きにはなっておりますので、私どもはもうその情報のまま進めていくしかないと考えております。御理解をお願いいたします。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 私も岡崎委員や福木委員と同じで、非常に危うい機構だなと思ってるんですけど、参考までに。

この間、いわゆる独立法人になった大学に行きたい子のための学資の援助をするところがありますよね。そこも、マイナンバーを求められたそうです。それから、私が今度税務署に行くときも、マイナンバーをお持ちくださいと言われました。要するに、あらゆるところで今、マイナンバーを求めましたけど、使いませんと言ったらそれで済みます。要するに、今国は法的な強制はしてません。マイナンバー私は使う主義ではないと言ったら、それに対してはそうですかと、向こうはそのまま、マイナンバーを使わなくても済む、今状態になっていますので、それだけ多いと思います。国民の中に、マイナンバーを信じてない人たちが。ということが一つありましたので、お伝えしておきます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続きまして、議第89号令和元年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、

これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 議第89号につきましては、介護保険のシステム改修を行うものでございまして、本会議場で説明させていただいたとおりでございます。追加説明ございませんので、よろしく申し上げます。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） このシステムは、どこのシステム、どういうふうに変えるんですかね、この介護保険。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） この介護保険のシステムも、今回大きくは、マイナンバー関係で介護保険関係にも補助金が入ってくるような関係もありまして、今回補正させていただいております。今回は、介護保険関係は、マイナンバーの中でも医療と介護の高額医療の合算の関係と伺っておりますので、その改修を国がしますので、連動的に県、それから市町村の関係もシステムを改修するというふうな流れになっております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、他にございませんので、これで質疑を終わりたいと思います。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第54号山陽桜が丘清掃センター及び最終処分場浸出水処理施設解体撤去工事請負変更契約の締結についてから議第89号令和元年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの10件について採決したいと思います。

まず議第54号山陽桜が丘清掃センター及び最終処分場浸出水処理施設解体撤去工事請負変更契約の締結について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第55号赤坂環境センター解体撤去工事請負変更契約の締結について、これを原案

のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがいまして、議第55号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第60号赤磐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがいまして、議第60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第75号赤磐市山陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 賛成多数です。したがいまして、議第75号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第76号赤磐市赤坂健康管理センター条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数です。したがいまして、議第76号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第84号赤磐市山陽総合福祉センターの指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがいまして、議第84号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第85号赤磐市赤坂福祉サービスセンター「春の家」の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがいまして、議第85号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第86号地域活動支援センターよしいの指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがいまして、議第86号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第88号令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数です。したがって、議第88号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第89号令和元年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数です。したがって、議第89号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願の審査に入ります。

まず、請願第4号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願を議題とし、審査をいたします。

この請願の紹介議員は福木委員です。紹介議員から、この請願の説明を求めるかどうか諮りたいと思います。

説明を求めることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。よって、紹介議員から説明を聞くことに決定いたしました。

それでは、福木委員に説明を求めます。

○委員（福木京子君） ここへ、請願趣旨にありますように、この看護師の条件というのは非常に厳しい状況があります。それで、特に強調しておきたいのは、趣旨のところの6行目、厳しい環境の中で看護師さんは仕事をやめたいと感じながら働いている割合が75.2%にも達しているという状況なんです。それで、その理由の第1は、人手不足で仕事がきつい、47.7%、次いで賃金が安い、36.6%という結果になってるんです。これは、アンケートの結果なんですけど、この医療関係の方たちが調べて、で、やはりこういう低賃金と過重労働、これは実際なかなか大変な状況があります。それで人手不足、これが深刻になってるということは、もし入院した患者とか、本当に利用者、これの安全、それから介護の質に影響する状況です。これをずっと置いておいた場合に。その下のほうに書いてますが、看護師、それから高校の先生とかいろんなライセンスを持っておられるんですけども、結局同じようなライセンス持ってる方たちと比べても、初任給が月額約9万円も違うという地域間格差、これ全国でちゃんと調べられておられます。そういう差がついてるということなんです。それで、地域間格差が大き過ぎて、看護師の賃金水準が引き上がらないと。それで、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしているということなんです。この身近な例でも、やはり看護師さんは条件がいいところへや

っぱり行きますよね、岡山市とか。それから、本当に僻地やそういうところには、なかなか大変な状況の中で、賃金の差なんかもある中で働いておられると思うんですよね。だから、全国的にやはり、看護師の賃金の底上げというものをして、そのライセンスに見合うような、そういう底上げをして、処遇の改善、これをしてあげない限り、なかなか人材の確保、長く続けられないということですよね。人材確保と体制強化、これは本当に実現していかないと、この問題は先の見通しがなかなかつかないということです。

それで、この請願が出てきてるわけです。項目の中に、看護師の賃金の底上げを図って安全・安心の医療、看護体制を確保すると。これ全国を適用対象とするということなんです。全国を適用対象として、最低賃金、これを新たに新設するというこの項目なんです。そうしないと、地域間格差があつたりするということは、なかなか大変な状況ですので、全国一律の最低賃金を新たに新設して、底上げを全体としてしてあげて、看護師さんが長く続けられるようにしていただきたいということです。そういう内容なので、よろしくお願ひしたいと思いません。

○委員長（光成良充君） 説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明に対して質疑のある方は発言をお願いいたします。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 濟いません。この後にも出てくるんですけど、初任給の月額が9万円というのは、具体的にどこどこなんですか。

○委員（福木京子君） 具体的にですか。この団体の方が調べられた分ですけれども、高校の先生なんかと調べられてるんですよ。初任給が、看護師と教員の賃金の比較をしてる例があるんです。看護師さんが29万9,600円に対して教員が41万5,100円と、11万5,500円もの差が生じているというようなあれもありますね。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） じゃあ、ここに書かれてるのは、働く地域によって初任給の月額が9万円と書かれとんですけど、看護師の9万円の差はどこどこなんですか。

○委員（福木京子君） 看護師の。

○委員（松田 勲君） 今、教員と言われたでしょう。これは看護師の請願ですよ。賃金の。なら、看護師が働く地域によって初任給の月額が9万円と違うって言われてるんですが、具体的にどこどこですか。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 東京と宮崎の差を調べられておられます。東京都のほうの看護師さん

と、それから宮崎が一番低いらしいんですけど、その差が初任給が9万円ぐらいの差があるというようなことです。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 濟いませぬ、やはり、東京だと思ふんですけど、東京だったら、看護師だけじゃなくって、いろんな業種も差があると思ふんです。かなり違ってます。ボーナスなんかこの前発表されてましたけど、ボーナスなんかは東京のほうで言うたら平均が93万円とかというて出てますけど、岡山のほうでそんなことはないと思ふんです。だから、それはちょっと比べるあれが違うんじゃないかなと思ふんですが、どうなんでしょうか。

○委員（福木京子君） ええですか。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） これは、初任給の実際の比較で、全国を調べられてる状況で、看護師さんというのはいろいろ、夜勤もあつたりいろいろ、いろんな角度から調べられていて、初任給がそれだけの差があるということですよね。だから、ここの調べるというのは、この医療の関係の組合の人たちが全国で、地域の格差があつてはいけぬと、底上げをしないとこの状況はどうにもならないということで調べられとる、その金額ですから。細かくそこまでのことはちょっとわかりませぬが。

○委員長（光成良充君） 松田委員、よろしいですか。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（光成良充君） では、他に質疑はございませぬようなので、これで質疑を終わりたいと思ひます。

では、次に、委員の皆さんから御意見を伺いたたいと思ひますが、よろしいですか。

では、岡崎委員からお願いいたします。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 先ほど、東京と宮崎と比べるのはおかしいという話があつたんですけど、大体日本の仕事についてる人は、3K、4Kっていう人のほうがずっと給料低いんですよ、相対的にね。そういう方はなるべく給料を上げて、そういう職場で快適に働いていただくように、何を言つても給料が一番ですから、生活の糧になるわけですから。ですから、ぜひこういう特定最賃ですか、こういう賃金を上げていただきたいなと思つております。ですから、この請願には賛成させていただきます。

○副委員長（原田素代君） よろしいですか。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 私は、当然の調査だと思ふですよ。全国一律で看護師という社会的な職業が評価されなきゃいけぬ。だから、一番激しい差がある東京と宮崎で、当たり前

じゃないですか。宮崎の人は東京並みの賃金をとれなきゃいけないんですよ。要するに、それだけ全国のばらつきがあるということですから、このデータというのは当然のデータで、本来どこで働こうが、宮崎であろうが北海道だろうが、看護師としての誇り高い責任を持って資格を行使する人が、当然同じような待遇で雇われるべきだ、それ当然だと思ってます。この請願は採択したいと思います。

○委員長（光成良充君） 松田委員、お願いします。

○委員（松田 勲君） 気持ちはわかるんですけど、さっき東京と宮崎って言われたんですけど、物価がやっぱり全然、家賃にしても全然違う中で同じというのはなかなか難しいんじゃないかなと。気持ちは、やっぱり同じことをしてるんで、今国のほうも同一労働、同一賃金というふうになっておりますが、だんだんそういう方向にはいってると思うんです。ただ、これ看護師が大変だというのもわかるし、あれなんです、やはり医療費そのものが上がってくることにもつながりますし、看護師だけじゃなくて、後にもそうですけど、介護士もそうですし、保育士もそうですし、教員なんかさっき比較されてましたけど、教員なんかかなり大変な状況というのは皆さん御存じだと思うんです。だから、なかなかそこだけ上げるというのは現実的に難しいんじゃないかなと。そういう意味で、最低賃金も毎年上がっているわけなんで、ただ、それによってまた経済が下がってくることもありますんで、気持ちはわかるけど、なかなか現実的には難しいんじゃないかなというふうに思ってますので、これに対しては反対です。

○委員長（光成良充君） 大森委員、お願いします。

○委員（大森進次君） 資格は全国どこでも同じように試験を受けて通った人がおって、賃金が違うっていうのはおかしな話だなというふうに思ってます。なので、底上げを図る意味では、先ほど岡崎委員も言われたように、上げたらいんじゃないかなというふうに、私は思います。この請願については、僕は賛成していきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（光成良充君） では、続きまして、請願第5号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願を議題として、審査をいたします。

この請願の紹介議員は福木委員です。紹介議員から、この請願の説明を求めるかどうか諮りたいと思います。

説明を求めることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立少数です。それでは、紹介議員から説明を聞くことは否決をされましたので、それぞれ皆さんから、この請願に対しての御意見をお伺いしたいと思います。

では、委員の皆様からお願いしたいと思います、では、岡崎委員、お願いいたします。

○委員（岡崎達義君） 先ほどと同じで、やはり介護従事者っていうのも大変な職業ですし、

全国一律に同じように最賃を上げてあげたほうがいいんだと思います。それでないと、やはりモチベーションも上がらないですし、そういうふうにして生活の基礎っていうのを築いてあげないと、もうやる気が出てこないと思うんですよね。そうでなくっても、今ヘルパーとか介護従事者が減ってる中で、やはり生活の基礎を築いてあげることは大切なことだと思いますので、賛成させていただきます。

○委員長（光成良充君） では、原田副委員長、お願いします。

○副委員長（原田素代君） 私も、先ほどの看護師と同じで、特に高齢者介護の問題は現場が非常に深刻な状態になってることは聞いております。労組をつくったりして現場で頑張っている人たちもいると聞いております。きちんとした労務システム、特定最低賃金制度というものができれば大分変わるのではないかという期待もありますので、ぜひこれは採択をさせていただきたいと思います。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

続いて、松田委員、お願いします。

○委員（松田 勲君） 基本的には看護師と一緒になんですが、ただ、介護士に関しては、かなり現場、大変だと思います。それは私もそう思いますし、やっぱり従事する人が特に少ないというのは聞いておりますし、そういった人のためにも、これから特に必要などころだと思いますので、私はこれに関しては賛成です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

大森委員、お願いします。

○委員（大森進次君） 私も、この件については賛成でいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

では、続きまして、請願第7号国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める国への意見書の提出を求める請願を議題として審査をいたします。

この請願の紹介議員は福木委員でございます。紹介議員から、この請願の説明を求めるかどうか諮りたいと思います。

説明を求めることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数でございます。よって、紹介議員から説明を聞くことに決定をいたしました。

それでは、福木委員に説明を求めます。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 添付資料もあって、これは多分目を通してくださって……。

○委員長（光成良充君） 済いません、言うのを忘れておりました。皆さんの机の上に、日本国保の仕組みという資料を1部、福木委員のほうからお配りさせていただいておりますので、それも参考をお願いいたしたいと思います。

○委員（福木京子君） これ、もう目を通してくださってるかなとは思ったんですが、まだです。今回、この机の上にあっただけですね。

もうちょっとわかりやすく説明させていただきたいと思います。

請願の内容も、よく読んでいただいていると思うんですが、特にこの国保はなかなか高いということで滞納世帯が相当で、全国的にももう15%を超えてるという状況があります。それで、構造的にも国保というのは問題があるということで、全国知事会、全国市長会、全国町村会、こういうところが加入者の所得が低いこの国保、これは負担が限界になっているということで、これは国保の構造問題だというふうに指摘もされてまして、抜本的な財政基盤の強化が必要と、こういうふうに言われてます。日本医師会など医療関係者も国民皆保険を守るためには、この低所得の保険料引き下げ、国保料の取り合いはやめるようにということをやられております。それで、国保なんですけれども、政府の試算でも、中小企業が入ってる協会けんぽ、これの1.3倍なんです、国保は。それから、大企業が入ってる組合健保の1.7倍、国保の税金が。それだけ高いということなんです、国保が。それで、以前できたときには、入ってる所得の厳しい人たちというのは、農業をされたり中小企業の人たちが多かったんですが、今はもう無職の人。だから、以前入ったときは農林水産業の方とか自営業が7割だったんですが、もう現在では43%が無職なんです。それから、34%が非正規雇用という、そういうことで、合わせてもう8割近くがなかなか所得が厳しい人たちが入ってるということなんです。それで、この全国知事会も、とにかく国保を使って国保税を下げるべきだと。1兆円使えばそういう均等割、そういうところをなくすことができるという、具体的に全国知事会なんかも提案されてるんです。それで、この国保だけが均等割とか平等割があるんです。協会けんぽというのは収入掛ける数字をして決まるんですが、国保というのは、とにかく所得割と均等割、平等割、資産割があるところもあるんですけど、そういうところで、せめて均等割、ここをなくせば、大体国保は半分ぐらいに減るんです。この均等割なんです、赤ちゃんが生まれたら、もう1人当たり2万円幾らとか、子供が多かったらそれ掛ける2人も3人もということで、もう国保制度自体が均等割によってすごい多額になって払えないということなんです。そうしたら、子育て支援にも逆行する制度なんです、この国保は。だから、やっぱり皆保険制度でずっとこれを持続させていく制度にするためには、やはり矛盾してるそういう均等割、人頭割というんですけど、この人頭割というのは、大昔にして、もう現代にこれが残ってること自体がおかしいということも言われてるんですが、そういうことで、均等割を廃止をする、ここの請願の場合は、子供の数がふえたら上がるわけですから、子供にかかる均等割、保険料減免措置の導入を求める請願ということで、やはり経済的な負担の軽減を図ること、そして子育て世代を支援

するということで、この請願をぜひ国のほうへ上げていただきたいということなんです。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） では、ただいまの説明に対して質疑のある方は御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、質疑はないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

では、次に、委員の皆様から御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

岡崎委員、お願いします。

○委員（岡崎達義君） 国保税の現状を私、協会の会長やってますのでよくわかるんです。医療費もどンドンどンドン負担がふえてますし、国保税の収入が減っていってますから、大変なことはわかるんですけど、先日新聞に、人口増が90万人を割ったというような報道もありました。90万人を割るということは、出生者が減ってるということでもあるわけですよ。そういうときに、やはり子供が1人ふえるたびに負担が増すっていうようなことは、国の政策としてはとってはならないことだろうとは思ってます。ですから、こういう請願を通してなるべく負担を少なくして、家庭で子供を産んでいただいて、しっかり育てていただくというような方向へ持っていったほうが、赤磐市も、子育てするならあかいわ市っていうことでスローガンを掲げてますので、大変だろうと思いますが、ぜひこういう請願を通して国へ上げていただきたいと思います。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

では、原田副委員長、お願いします。

○副委員長（原田素代君） まさに、子供を育てる側から見た切実な要望だと思いますし、ここに入ってるように、市町村レベルでも均等割減免の決定をした自治体がこのように出てきているということにも勇気づけられます。ぜひ、赤磐市としてもそういう方向で進んでいただきたいと思いますので、議会としても、これを国会へ提出していただきたいと思います。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

松田委員、お願いします。

○委員（松田 勲君） 難しい話だとは思いますが、これ、国に出すあれですよ、基本的にはね。今、医療費の関係で、子育ての関係も10月から消費税上がることによって、国のほうも力を入れてる状況の中で、普通の社会保険と違うところはあるなとは思いますが。そういった中で、ほとんどの方がだんだん、女性の方も働いて、厚生年金、厚生健康保険のほうに移行をされてる中で、国民健康保険というのは、若い方は減ってきてる傾向になると思うんですね。そういった中で、子育てが一番ですから、なかなか現状は難しいと思いますが、こういう方向

になっていけばいいんじゃないかなと思うんで、私は賛成をしようかなと思います。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

大森委員、お願いします。

○委員（大森進次君） 私も、この件は賛成で進めていきたいと思います。均一、減免とかというのはいいことなんでしょうけど、なかなか難しい問題ではあるんですけども、この請願は進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。皆様から御意見をいただきました。

それでは、これから請願の採決を行いたいと思います。

まず、請願第4号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数です。よって、請願第4号は採択することと決しました。

請願第4号は採択することに決定いたしましたので、当委員会として定例会最終日に委員会発議で意見書を提出したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、提出者は委員長の私とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、請願第5号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。よって、請願第5号は採択とすることに決定しました。

請願第5号は採択することに決定しましたので、当委員会として定例会最終日に委員会発議で意見書を提出したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、提出者は同様、委員長の私とさせていただきます。

続きまして、請願第7号国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求める国への意見書の提出を求める請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。よって、請願第7号は採択とすることに決定いたしました。

この請願第7号は採択することに決定いたしましたので、当委員会として定例会最終日に委員会発議で意見書を提出したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。なお、提出者は委員長の私とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申し出をいたしたいと思いますが、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、このように申し出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、委員長報告については、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、その他のほうに入りたいと思いますが、休憩を入れたいと思いますので、ここで11時35分まで休憩を入れたいと思います。

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、その他についての項目に入らせていただきます。

事業の進捗状況からいきます。

市民生活部から順次、部ごとにいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） では、本年度事業の進捗状況につきまして、協働推進課と環境課から御報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 協働推進課から、事業の進捗状況について御説明させていただきます。

説明に入ります前に、12月1日日曜日に開催いたしました、人権を考えるつどいにつきまして御報告させていただきます。当日は、約230名の参加をいただきました。ありがとうございました。

それでは、市民生活部資料1ページをごらんください。

今年度募集いたしました人権標語、ポスター、作文の応募状況及び審査結果の御報告でございます。

まず、(1)の人権標語でございますが、応募総数2,999点でございます。優秀作品13点を選出し、その中から⑤番に記載しております最優秀作品を1点選出いたしました。優秀作品につきましては、人権を考えるつどいにおきまして表彰を行いました。また、来年令和2年の人権啓発カレンダーにも掲載し、市内の各世帯に配布しております。

次に、(2)児童・生徒人権啓発ポスターでございます。市内からの応募総数は691点ございました。このポスターにつきましては、岡山県の主催事業でございます。小学校の部において岡山県人権擁護委員連合会長賞1点、入選4点の5点が受賞されております。残念ながら、中学校の部は今年度は受賞がありませんでした。

次のページをお願いします。

(3)全国中学生人権作文コンテストについてでございます。市内からの応募総数は738点ございました。この事業は、法務省及び全国人権擁護委員連合会の主催でございます。岡山県大会におきまして優秀賞1点、スポーツチーム特別賞2点受賞されました。

続いて、(4)第4回男女共同参画セミナーについてお知らせします。

資料3ページ、または別途配付のチラシをごらんください。

親子のふしぎあそび、子どもが喜ぶ3つの魔法と題しまして、令和2年1月19日日曜日10時から1時間30分の予定で、赤磐市中央公民館で開催いたします。講師に、マジックパパ代表の和田のりあきさんをお迎えいたしまして、主夫の経験を生かした講師とともに、親子で楽しく遊んで学ぶを予定しております。この事業は、中央公民館「親子であそぼう」の講座と共催事業としております。参加費は無料で、定員は30名でございます。参加につきましては、事前に申し込みをいただきまして、定員に達し次第締め切りとさせていただきます。

協働推進課からは以上でございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございました。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、続きまして環境課から御説明いたします。

資料の4ページをお願いいたします。

山陽桜が丘清掃センター及び赤坂環境センター解体撤去工事についてでございます。

引き続き順調に工事を進めておりますが、今回も地元地区、中島、桜が丘西、多賀、それぞれの区長、町内会長さんを通じまして工事の進捗状況及び12月から年明け1月にかけての作業のスケジュールをお伝えしてまいりました。

事業の年間スケジュールにつきましては、前回の委員会の御報告と変わりございません。現在は、12月のところ、それぞれの施設解体を進めている段階でございます。主に桜が丘につきましては、焼却設備などプラント機器の解体撤去が完了し、引き続き煙突、浸出水処理施設の解体を進めていっております。赤坂につきましては、上屋の解体がほぼ完了し、今月は工場棟、煙突、それぞれ基礎の解体に続きまして、建物のくい引き抜き工事、こちらを進めてまいります。なお、工事の進捗率は11月末におきまして、桜が丘が約60%、赤坂が約70%という状況でございます。

また、今回も地元へのお知らせ文書を次の5ページから8ページにかけてそれぞれ添付しておりますが、6ページのところをお願いいたします。

このたびは、桜が丘におきましてはプラント機器の除染における工事中及び工事後のダイオキシン類の濃度測定、またアスベスト除去工事後の大気の測定分析結果をお示しいたしまして、いずれも基準値を大きく下回り、問題ないことを御報告させていただいております。

8ページをお願いいたします。

同じく、赤坂環境センターにつきましても、アスベスト除去工事後の大気測定の分析結果を御報告したところでございます。資料として添付させていただいておりますので、こちらのほうも合わせて御確認をいただければと思います。

なお、前回の当委員会で御説明させていただきました桜が丘清掃センターにおきます解体用大型重機の搬入につきまして、周辺住民の方など特にお声もなく、滞ることなく無事予定どおり搬入できましたことを御報告させていただきます。

それでは、続きまして、9ページをお願いいたします。

夏から秋にかけて開催した3つのイベントの実施報告でございます。

1つ目といたしまして、環境体験エコツアーでございます。

岡山市との連携中枢都市圏事業の一環としまして第3回を迎えたところでございますが、ことしは赤磐市及び岡山市の親子総勢26名の参加をいただきまして行いました。本来の計画であれば、実際に砂川の水辺で魚やエビなどの観察を行う予定でございましたが、残念ながら当日あいにくの雨で、実際にその日の当日の朝スタッフが現地から採取してきた生き物などを水槽などを使いまして、室内において学習するということとなりました。その他、家庭から排出される廃油を使つてのキャンドルづくりや足湯体験、施設見学等も行いまして、参加された子供さんや親御さんも含め、皆さん目を輝かせながら説明に聞き入り、また作業に取り組んでおら

れる姿が大変印象的でした。

次に、廃棄物減量推進審議会及びリサイクルプラザの共同実施によりますあかいわ祭りでのブース開設についてでございます。

例年、ごみの減量化やリユースなどの推進を目的としまして実施しておりますが、ことしもあかいわ祭りの中にコーナーを設けたものでございます。主にはマイバッグ運動の推進によるプラごみの削減、生ごみの減量などの啓発を行いましたが、来場者の方に日常生活における取り組みなどのお話をお伺いすることに際しまして、年々着実に市民の方々のごみ処理やリサイクル、リユースへの関心が高まってきているというところを改めて感じたところでございます。

次に、10ページのところで、あかいわe c oまるしえ×消防フェス！でございます。

当委員会でも御案内等させていただきました本イベントも、ことしは天候に恵まれまして、暖かい秋晴れの中、開催することができました。今回は、市民活動実践モデル事業として、また消防フェスとの同時開催ということで、おかげさまで前回より非常に多くの1,200人をも超える来場者の方でにぎわったところでございます。心配されました車両の駐車スペース等の問題も、いきいき交流センター及び西山グラウンドからのマイクロバス等によるピストン輸送、こちらのほうが功を奏しまして、事故もなくスムーズに運営のほうができたところでございます。会場では、フリーマーケット、フードマルシェ、ワークショップなどを通じまして、市民の方に3R意識の向上、啓発等が図れたものとは思っておりますが、今後もさらにこの成果が持続、生かされていきますよう、市としても考えながらさらに取り組んでまいりたいと考えております。

環境課からは以上でございます。

○委員長（光成良充君） 市民生活部の事業の進捗状況について説明がございました。

何か御質問ございますか。

○副委員長（原田素代君） 2つだけ。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） あかいわ祭りもまるしえも盛況でよかったと思いますが、2つあるんですけど、1つは今、フードバンク、いわゆるフードロスをなくするという運動で、赤磐市も社協を初め地域の事業者さんいろいろ協力していただいているようです。そういうことを紹介するような活動も、ぜひ今後考えていただけたらというのが1つ。

それから、こういうイベントの際のごみについて、参加者がいろいろ物ももらって帰って啓発っていうのは確かにいいんですけど、御自分が例えば何か買って食べたものを分類して帰るとか、実際参加するということまで、実はこれやるほうは大変なんですけども、せっかくまるしえなんかは地域の方と協力しておやりになっているということであれば、最後、そこまで参加していただくという切り口も、今後考えていただけたらと、その2つを検討していただきました。

いと思われました。

以上です。

○委員長（光成良充君） 答弁されますか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） まず1点目、フードバンクの紹介等でございます。

食品ロスにつきましては、市のほうも先日、ホームページのほうへ今現在、こういう年末のこういった会食等が多い時期でございます。県の30・10運動、こちらのほうの推進を市のほうも受けまして、ホームページに記事のほうも掲載させていただいたところでございます。フードバンクの紹介等も含めまして、今後前向きに検討してまいりたいと思います。

それから、ごみの処理に関しての、イベントでのそういう体験でありますとかそういったところも、市民の方に実際してもらおうといったところからの、そういう切り口で今後の啓発等も図ることを考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副委員長（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、ないようですので市民生活部は終わりました、続きまして、保健福祉部のほうからその他の事業の進捗状況について説明をお願いいたします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 保健福祉部では、子育て支援課、また介護保険課のほうから事業の進捗について説明させていただきます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 事業の進捗状況について、子育て支援課から第2期赤磐市子ども・子育て支援事業計画素案に関するパブリックコメント、市民意見募集についてお知らせします。

保健福祉部の資料1ページをごらんください。

この計画策定につきましては、これまで2回の子ども・子育て会議を開催し、計画素案を作成しています。計画に、市民の皆様からの意見を反映させるため実施するものです。まず1番、対象ですけれども、市内に在住、在勤、在学の人、それから市内に事務所または事業所を有する個人、団体、法人とします。2、計画素案の閲覧方法ですけれども、市のホームページで閲覧、それから本庁子育て支援課または各支所市民生活課健康福祉班で閲覧できます。3、

募集期間ですけれども、令和元年12月20日金曜日から令和2年1月20日月曜午後5時までとします。4、意見の提出方法、こちらは指定用紙、市のホームページからダウンロードまたは本庁子育て支援課、各支所市民生活課健康福祉班に備えつけの用紙に住所、氏名、連絡先と意見を記入し、持参、郵送、ファクス、ホームページのうちいずれかの方法で提出をしてもらいます。5、その他としまして、電話による意見の提出は受けません。意見に対する個別の回答は行いません。それから、意見の内容は個人情報を除くなど適宜修正を加え公表します。

この計画素案につきましては、議会事務局でも閲覧できるように用意しますので、御意見を寄せていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

以上、報告を終わります。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 引き続きまして、資料をごらんください。

介護保険課からは、通所付添、入浴支援サポーターによる赤磐市入浴通所事業について、事業の進捗状況を御報告します。

事業内容ですが、赤磐市では、今年度あかいわハートフル太陽で、御自宅での入浴に不安のある要支援者、総合事業対象者等を対象に、ボランティアによる入浴通所事業を始めております。

別紙がわかりやすいので、最後のページの別紙のほうをごらんください。

こんな悩みはありませんかというところを見ていただきますと、ひとり暮らしの方などで、少し虚弱になってきますと、浴槽に十分に入れなくなることが見受けられます。見守りのある環境の中でゆっくり入浴したいと思われる人、御家族がいらっしゃっても帰りが遅く、見守りをしてほしいと考じてるような人にこの事業を御提案しております。この事業は、入浴ボランティアと通所付添ボランティア、また集いの場を盛り上げていただくハートフル応援隊で構成されております。それぞれの役割をボランティアさんが分担していただくことで、1つのサービスが成り立っていきます。ボランティアさんに負担のないよう、長続きしていただけるよう、それぞれの得意な分野を担当していただいております。

2ページのほうに戻ってください。

2の施行状況ですが、現在までに通所付添サポーター14人、入浴支援サポーター9人、集いの場のボランティア、ハートフル応援隊8人、合計31人の方が月数回程度の応援ならできると御参加いただいております。利用状況は表のとおりで、現在は週2日の予定でスケジュールを組み、それぞれのボランティアさんと話し合いを進めながら、利用してよかったと思っただけの事業にするための組み立てを進めているところです。12月は8人の方が希望されており、週1日利用できるように日程を組んでおります。火曜日と金曜日に実施しております。

試行期間中、実施してみてもの反省をもとに会議を繰り返し、参加者もボランティアも納得で

きる1日の流れができ、ルールづくりができれば、今年度中に本格実施をしていこうと考えております。令和元年度中には実施していきたいのですが、次年度に続けていきたいとも思っております。今後、ボランティアの負担軽減と事業拡大を目指して、協力ボランティアさんを増員できたらと考えております。

4の予算は、6月に御説明したとおりですが、ごらんいただきたいと思います。今年度はモデルで県の補助金をいただきまして実施しているところです。

説明は以上です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

保健福祉部について、皆さんのほうから何か御質問がございましたらお願いいたします。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 最後の、入浴通所サービスですが、これはまだ料金が発生してないということですか。それから、山陽、熊山限定だということで、具体的に試行期間、いつまでを考えてらっしゃるとか、終わり。それ以降は、残りの吉井、赤坂も対象を広げていく準備を進めてらっしゃるのかどうか、そこを教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） まず、料金等ですが、決まっておりません。よその市町を参考にしながら決めていきたいとは考えておりますが、ボランティアさんと今協議を、細かいところをずっと協議を進めておりますので、今試行期間という間にしっかりと話し合いを進めながら、先ほども言いましたように、全て整いましたら本格実施ということでやっていきたいというふうに考えております。

それから、今後ですが、今後は私たちとしては、来年すぐというふうになるかどうかはわかりませんが、市内全域に広げていきたいと思っております。そのためには、最後お話ししたように、やっぱりボランティアさんの数が必要ですし、ボランティアさんと今話し合いを進めてる中で、やはり自分のエリアを大事にしたいという思いほどのボランティアさんも多いです。だから、やはり今後支所にも協力していただきまして、やはりボランティアさんをふやしていくというところが実現に向けての課題だと思っておりますので、その方向でしっかりと進めていきたいなというふうに考えております。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） ですから、10月30日より試行をやっていて、いつ試行が終わるんですか。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 濟いません、答弁漏れでした。

試行は大体12月末から1月ぐらいのところ、1月末までぐらいには本格実施したいなあというふうに考えているところです。まだもう少し話し合いが必要です、また御報告したいと思っております。今年度中には必ず本格実施、進めていきたいと思っております。

○副委員長（原田素代君） いいですか。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） よくわかりました。1つだけ。

対象者がこのチラシの説明には、要支援の1、2と事業対象者、自分で入浴できる人ってことは、これ介護保険は使わないわけですか。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） これは、今年度は補助金をいただいている事業ですので、モデルとして一般会計でやっております。ただ、来年度からは総合事業の中の一環として、総合事業と地域支援事業の中でしっかりと進めていきたいと思っておりますので、その辺の準備も進めていこうと考えております。

○副委員長（原田素代君） その辺の準備じゃない。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 濟いません、続けてよろしいでしょうか。

○委員長（光成良充君） はい、どうぞお願いします。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 総合事業の中ではっきりと介護予防事業の一環としてやっていきますので、その方向で検討しております。

○副委員長（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、他にございませんようですので、その他の中にその他がございますので、そちらのほうに入りたいと思います。

市民生活部からお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） それでは、その他案件でございます。

10月の常任委員会で御報告をさせていただいております環境課の案件につきまして、少し動きがございましたので、この場をおかりして御報告させていただきます。

○委員長（光成良充君） はい。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、その他といたしまして環境課から御説明いたします。
資料の11ページをお願いいたします。

エスク岡山株式会社が計画しております産業廃棄物最終処分場についてでございます。

この件につきまして、先月当委員会でも現地の視察等実施されたところではございますが、去る10月17日の県への事前計画書の提出を受けまして、このたび県から市に対しまして、岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱第15条第1項の規定に基づく意見照会がございました。御報告させていただくものでございます。

事業概要から再度改めて御説明をさせていただきますと、今回の計画施設は埋立地の面積が1万6,489平方メートル、埋立容量が23万9,826立方メートル、処理する廃棄物の種類につきましては、現在ある既存施設が表の右側13種類のところ、燃え殻、汚泥、鉍滓、ばいじんの4種類を除き9種類に減じ、既存施設の横に隣接した形で計画するものでございます。なお、本計画の施設の稼働開始時期は、現在稼働しております既存施設の埋立処分終了後になるということでございます。

現在までの経緯につきましては、詳細には10月の当委員会で御説明のとおりでございますが、10月17日の県への事前計画書の提出を受けまして、県から市に対し、県の指導要綱に基づく意見照会が12月5日付でありました。現在、市としましても意見書をまとめ県へ提出しなければならないという状況でございます。

12ページをお願いします。

この意見書につきましては、ポイントとして大きく4つの観点から記載することとなっております。1、周辺環境の保全に関すること、2、防災計画に関すること、3、公共事業の計画性との整合性に関すること、4、他法令の規制に関することでございます。

環境課といたしましても、さまざまな角度から関係の他の部署とも連携を図り、意見をまとめていくことと考えております。また、以前から委員の皆様から御質問、御意見等いただいております。当厚生常任委員会としての御意見がここでまとまるようございましたら、意見書として御提出いただき、それもあわせて提出させていただくものとも考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、今後の流れにつきましては、以前より御説明の、そこにお示しするとおりのことでございます。

環境課からは以上でございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

環境課からの御説明がございました。これについて、皆さんのほうから御質問等ございましたらお願いいたします。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 御説明の中に、市のほうが提出する書類とあわせて議会の意向ということで、委員会のほうからもし意見がまとまるようであれば書面で県のほうに出していきたいという御説明もありましたので、この間、この委員会として、この問題について議論してきた経緯と、それから5年前、かさ上げのときの議論等含めまして何らかの形で、議会の意向ということで、委員会としての意見を提出したいと私は思います。ついては、できるだけ早急にたたき台をつくって皆さんに諮って、合意がとれたところで提出するという形をとりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長のほうからこういう御意見が出ておりますが、皆様、御意見ございましたらどうぞ。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） これまでの経過というのは、やっぱりちゃんと議論したことはまとめて意見として県にきっちり上げていただきたいなど。それはしとかなないといけないと思います。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（岡崎達義君） 委員長、副委員長でお願いします。

○委員長（光成良充君） たたき台はね。

○副委員長（原田素代君） たたき台だけ。

○委員長（光成良充君） では、そのような御意見ございますので、副委員長と一緒にお話しさせていただいて、皆さんのほうにまた提示をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その件について、ほか何かございますか。もうよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、その他の部分、執行部のほうからはもうないですね。

○市民生活部長（作本直美君） 恐れ入ります、もう1件だけお願いいたします。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） お手元のほうに1枚紙で平成30年度第2次赤磐市総合計画実績についてというものを、本日配付させていただいております。こちらの案件は、総合政策部のほうから出てきたものでございますが、右肩に厚生常任委員会とつけさせていただいております。本所管のものをこちらのほうにピックアップして一覧表とさせていただいております。

第2次赤磐市総合計画の改定に関しまして、9月と11月の常任委員会で経過など説明をさせていただき、委員の皆様からも御意見をいただく機会を持たせていただきました。現在、第2

次赤磐市総合計画一部改定案が議案上程され、総務文教委員会で審査は行われているところでございます。ここでは、第2次総合計画の中で、平成27年度から令和元年度までを実施期間として前期基本計画に示されている事業の実績について、当委員会が所管する目標指数の平成30年度末での実績を別紙一覧にて御報告をさせていただいているものでございます。

第2次赤磐市総合計画の後期基本計画は、これらの実績値をもとにして目標指標を設定させていただいております。令和6年度までの取り組み内容を示しているものでございます。こちらの一覧表でございますが、案件の中、市民生活部は2件、それからその他が全て保健福祉部のものとなっております。御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

これ、質問もういいですね。

それでは、その他のその他、執行部は終わりましたので、委員のほうから何かございましたらお願いいたします。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 済いません、時間が過ぎてますが、手短に申し上げます。

これはもう執行部のほうには事前に説明しておるんですが、現在、厚労省のほうで子宮頸がんワクチンを自粛するようなスタンスをとり続けておりますが、岡山県がなぜだか前のめりで、子宮頸がんワクチンを推奨しようとしております。既に、これは県議会議員、大塚愛さんのほうから連絡をいただいているんですが、岡山県は各市町村に小中学校の子供たち向けの子宮頸がんワクチンを推奨するようなチラシを配らせるように配布がされているという情報でした。

御承知のように、この委員会でも議論しましたが、子宮頸がんワクチンによる重篤な被害を受けた当事者が赤磐市にいます。大変深刻な障害を抱えてらっしゃいます。そのことは、担当の保健福祉のほうはずっと寄り添うような形で対応してありますが、残念ながら、例えば御本人の御希望の医療施設への交通費の補助ですとか希望されておりますが、実現はできておりません。そういう中で、実は10月末に岡山県がこういう態度をとるということを知った大阪のほうでこの医療過誤訴訟をしている弁護団が岡山においでになったそうです。岡山県に抗議を申し入れたときに赤磐市の当事者も同席する予定だったんですが、体調を崩されて同席できないということで、手記を弁護団に渡したらいいんですね。その手記を大塚愛県議が読まれて、大塚愛県議のほうも心配されておりました。このことについて、県議会でこれから彼女も一般質問してくださるそうです。

とにかく、このことを委員会として共有したい。それから、私はその当事者とも会っております。大変失望されています。何の補助もいただけてないということについて。少しでも励

ましたいし、赤磐市でそういう当事者を抱える市町村として、そういうチラシを配布するというのはかなり、これ人権問題になるのではないかと考えておりますので、ぜひ市長のほうでそういうことについての配慮をお願いしたいと考えております。まず、実際どうだったのか、担当のほうで調べていただいていると思うので、その御報告をお願いしたいと思います。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 先日、情報提供いただきまして、県のほうにも確認をさせていただいたところです。

実は、6月ごろに備前の保健所のほうから、県は子宮頸がんの予防に向け、検診の受診の促進と、子宮頸がんワクチンに関する正しい知識の普及、こちらを図ることとしているので協力をという依頼がありました。その後、9月にまた備前の保健所長のほうから、高校1年生に対するHPVワクチンの周知についてということで、県では予防のリーフレット、先ほど言われたリーフレットだと思います。娘さんを持つ保護者の方へというリーフレットを高校1年生の女子に配布したと。市でも周知について検討するようという通知がございました。

それから、市の対応でございますけれども、子宮頸がんは日本では毎年1万人の方が頸がんにかかり、約3,000人の方が亡くなっていると。特に、近年若い世代の方がふえているという状況というのは認識しております。このことから、岡山県のほうは子宮頸がんの予防方法はワクチンの接種と子宮頸がんの検診ということにしております。しかし、一方で、国はワクチン接種についていまだ積極的に勧奨は差し控えている状況です。したがって、市としましては、国が示している情報を正しく伝えることが重要というふうに考えまして、ホームページにおいて、厚生労働省より子宮頸がんワクチンの接種を積極的に勧めてはいたませんが、定期予防接種そのものを中止するものではございませんので、関心がある方がおられましたら受けることはできます。また、接種を希望する人は、厚生労働省が出している資料をよく読んで、ワクチンの有効性と、また副反応、副作用におけるリスクを十分理解した上で検討してくださいというふうに、そういうふうに出している国からの情報を掲載させていただいています。

また、保健福祉部にも県のリーフレット、これは送付されております。ただ現在は何かの会で配るとか、そういうことは行っていない状況です。

また、学校の関係のお話ございました。ワクチンのメリット、デメリット等正しい知識の普及ということで、8月に県から直接各中学校、小学校とは聞いてないです。中学校に対してパンフレットが送付されています。こちらにつきましては、各学校で配布等を検討してくれというふうな内容でございまして、教育委員会に確認しましたら、吉井中学校は配布されませんでした。他の中学校は知識の普及ということで配布をしたというふうに聞いております。市の教育委員会自体のほうには10月に正しい知識の普及のためパンフレットを各学校に送付してい

るという通知が県から参ったということで、先に各学校に配った後に教育委員会のほうには通知があったということで、他の教育委員会からも県のほうに問い合わせ等が入っているという情報は聞いております。

今の現状としては以上です。

○副委員長（原田素代君） ちょっともう少し。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長、どうぞ。

○副委員長（原田素代君） じゃあ、市長のそういう質問に対してお答えいただいてからにしましょうか。市長、どういうふうにされるんか、お答えください。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） この県の対応、国の対応、これを踏まえて、しっかり赤磐市なりの考え方を示していこうと思います。

以上です。

○副委員長（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 部長の御答弁の中で、10月に来た分はまだ配布はしてないということでしたから、10月に来た分は配布されてないわけですね。ですから、配布をする意思がないということを確認したいわけですが、私は、8月に既にイレギュラーで一方的に出されたものは、吉井はどのような賢明な判断されたのか、配ってないそうですけども、今後もさらにそういう配布用に来てるものは、赤磐市としてはそういう当事者がいる地域ですし、ぜひそういうことについては国のスタンスで啓発をさせていただいて、県のそういう資料は配っていただきたいんですが、その判断をどうされるのかっていうのを市長に求めているんです。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 濟いませぬ、一応、今の保健福祉部としての動きですけれども、国がこういう状況でございますので、情報を知りたいという方には知識としてはお伝えするべきだとは思いますが、積極的に会合等で配るといふようなことは控えているという状況です。また、学校のほうでは既に配られておられる方もおられますけれども、実際には検診の促進、そちらはしておりますが、ワクチンについては、正しい知識を普及するという意味で、接種してくれといふような形ではなくて、こういうものかといふのをしっかり皆さんに知識として知ってもらいたいという形で配らせていただいているリーフレットといふふう聞いておりますので、今後も国の方針がこういう積極的でないといふことでございますから、そちらに従って進めるべきだといふふうには考えます。

○副委員長（原田素代君） よろしいですか。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） いい判断をしていただいていると思います。1万人に1人のリスクでも、その1人になる人が赤磐市にいたわけです。非常に重篤な症状でした。現在も何カ月かに1遍、いわゆる腎機能が壊れるので、三重のほうの特別な治療を受けられる病院に1月ぐらいい入院して血液を入れかえるという大きな治療を受けながら頑張っている18歳の女性です。大変聡明な方なんですけど、かわいそうに、高校までは出られましたが、次の進学には至っていないという状況でいらっしゃるということです。

正しい情報っていうのが、実はこれがマジックでして、岡山県は推奨してるんですよ。ですから、そのリスクに対する評価が大阪の弁護士が抗議に行くぐらいですから、非常にリスクが過小評価されてる。正しい情報というのがどういう立場で正しい情報を出すかっていう問題ですから、やはり国がそういう慎重に対応している以上、岡山県が出す正しい情報が、果たして本当に国が言う正しい情報かどうかっていうのは、やっぱりきちんと判断しなきゃいけないですし、ぜひ今後、このことについてはそういう当事者の地域であるという自覚を持って、行政としても、本来でしたらさまざまな補助制度をしてあげたいところですが、今まだできていません。そういう思いも含めて自覚していただきたいということを一言申し添えたいと思います。

以上です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） さっき聞けばよかったんですけど、総合計画の中で、子育て支援の総合窓口の設置3カ所とありますけど、これはどこどこになるんか教えていただきたいんですけど。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） お尋ねの、子育て支援のための総合窓口ですけれども、まず1カ所は、庁舎内にあるりんくステーション、子育て世代包括支援センターが総合窓口として平成29年に設置されました。それから、あと2カ所なんですけれども、市が管轄している吉井子育て支援センター、それから山陽児童館、こちらも子育て支援センターの機能を有しているんですけれども、そちらに設置を当初は検討していたんですけれども、現在もりんくステーションができてからは、そちらの吉井、それから山陽児童館の2カ所についてはスタッフが訪問したりして相談を受け付けておりますので、運用面でその2カ所もサブセンター的な機能を果たしているという考えから、一応累計3カ所設置という形で実績を上げさせてもらいました。

以上です。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） ぜひ、その3カ所とかふやしていただければと思うんですけど、子育て支援課の中に、子育てに関するいろんな相談も受けれるわけですよ。昨今、テレビとかで報道でも虐待とかいじめとかいろいろあるんですけど、僕は、赤磐市には余り関係ないと思ってたんですけど、意外と結構あるというのを聞いたんです、いろんなところから。これが児童相談所に行けばいいかどうかというんがあるんですけど、まずは市の窓口だと思うんですけど、そういった場合は、まず子育て支援課の窓口ですよ。行けばいいんですよ。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員がおっしゃるとおり、子育て支援課のほう窓口になります。相談機能を有しているリンクステーションの子育て世代包括支援センターのほうのスタッフ、そちらのほうで要保護児童の対策を展開しておりますので、今後、虐待等の案件がありましたら、子育て支援課のほうへ直ちに連絡をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） ぜひやっていただきたいんですけど、何人かの話を聞くと、対応がなかなかできてないんじゃないかなあという話があるんですけど、こういう、例えばそういった話を聞いたときに、そういった流れというか、最終的に児童相談所に行くとかあると思うんです。児童相談所も実際厳しいと思うんですよ。人手不足で対応できない。何か、聞いたら24時間体制でやってるけどとても、テレビはああいうふうに言われてるけど、現場は本当に大変だというのは聞いてるんです。そういったことが今かなり起こってる話の中で、市の窓口が3カ所、4カ所ふやしゃあいいんですけど、実際その中身がそういうふうな対応ができるのかどうかというのをお聞きしたいんですが。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 具体的に、虐待等通報がありましたら、まず現認確認はしております。それは、子育て世代包括支援センターの中にいる保健師、それから子育て支援課の職員、必ず大体2名で現認するようにはしておりますし、関係機関も連絡等があったところ、例えば保育園ですとかになりますと、保育園のほうへ今後観察のほう徹底してもらうようお願いしておりますし、保育園だけでなく、当然学校といえますか、教育委員会とも連携して対応しております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、ございませんようなので、その他について、これで終わりたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、前田副市長のほうから御挨拶をいただきたいと思います。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 本日は、大変お忙しい中、第12回の厚生常任委員会のほうをお開きいただきまして、ありがとうございます。

予定の付託案件、慎重に御審査をいただきまして、御承認をいただきましたこと、ありがとうございます。また、事業の進捗状況であるとか、その他の項ではいろいろと御意見をいただきました。そういったものをこれから反映いたしまして、残りの今年度の事業のほうへ展開してまいりたいと思います。大変お忙しい中、本日はありがとうございました。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

皆様方に、本日は長時間にわたり、大変お疲れさまでございました。これで、本日の委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後0時22分 閉会